



令和 7 年 3 月 5 日

立川市議会

議長 福 島 正 美 殿

立川市議会環境建設委員会

委員長 中町 聡

行政視察報告

このことについて、下記のとおり報告いたします。

記

1 視察月日

令和 6 年 11 月 5 日（火）から 7 日（木）

2 視察地及び視察事項

視察都市名	視 察 事 項
京都府宮津市	宮津市プラスチック等資源循環の促進等に関する条例について
兵庫県芦屋市	市民マナー条例について
大阪府豊中市	豊中市地区まちづくり条例について

3 視察の概要及び所感

別紙のとおり

立川市議会環境建設委員会 行政視察報告

● 1 日目 京都府宮津市

視察事項：プラスチック等資源循環促進条例

1 日時 2024 年 11 月 5 日（火）午後 2 時から

2 場所 宮津市役所

3 視察参加者 環境建設委員会

委員長：中町聡 委員：上條彰一、福島正美、高口靖彦、江口元気、あべみさ

4 報告

宮津市役所を訪れ、昨年（2023 年）1 月施行の「宮津市プラスチック等資源循環の促進等に関する条例」や同市の環境政策などについて市民環境課長らから説明を受けました。

宮津市は、百人一首にも「大江山 いく野の道の 遠ければ まだふみもみず 天の橋立」と歌われている、日本三景の一つ「天橋立」がある自治体です。細川忠興・ガラシャゆかりの旧城下町でもあり、北近畿の観光拠点として年間約 300 万人の観光客が訪れているそうです。

そうした観光地だからこそ、住民の数に比べてゴミの排出量が多い一方、環境美化の必要性もあり、従前からゴミ減量化に熱心に取り組んでいるのだそうです。プラスチック等資源循環促進条例制定もその一つで、これは市、市民、事業者、観光旅行者などが協力し、資源循環促進に取り組むことを目指す理念条例です。そこには資源循環の促進等に加え、促進に関する教育や学習の推進、市民の自主的活動を推進するための措置などが定められています。日本海に臨む漁師町でもあり、海洋プラスチックごみ対策の推進もうたわれています。

また、宮津市において積極的に取り組まれている環境政策は、プラ条例制定やごみの細かな分別収集にとどまりません。天橋立が海拔 70 センチで、温暖化による海面上昇の影響も計り知れないため、太陽光発電にも積極的に取り組み、現在は「営農型太陽光発電」の導入に向けた検討が進んでいるのだそうです。そして食とエネルギーの地産地消を目指しているとのことでした。

5 所感

プラ条例については本市議会としても同種の条例制定を積極的に進めたいと考えており、今回の宮津市条例は大いに参考になると感じました。また、食とエネルギーの地産地消を目指す取り組みや、営農型太陽光発電の導入検討は、都市農業のまちでもある本市にとっても参考もしくは検討に値するものだと感じました。こうした宮津市の各種取り組みは、一直線に成功したわけではなく、トライ＆エラーを重ねる中で一つ一つ積み上げてきたものだそうです。そうした市の取り組み姿勢にも感服しました。私たち市議会としても市と協力し、脱炭素社会、循環型社会、自然共生社会等に向けてさまざまなトライしていければと考えます。

立川市議会環境建設委員会 行政視察報告

● 2 日目 兵庫県芦屋市

視察事項：市民マナー条例

1 日時 2024 年 11 月 6 日（水）

2 場所 芦屋市

3 視察参加者 環境建設委員会

委員長：中町聡 委員：上條彰一、福島正美、高口靖彦、江口元気、あべみさ

4 報告

芦屋市では市役所に伺い、2007 年に制定・施行された「芦屋市清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例」（通称「市民マナー条例」）について、市の担当者から説明を受けました。

この条例は制定後も 3 度改正され、現在は「市民生活において特に迷惑となる行為」として①タバコの吸い殻、空き缶などの投げ捨て②喫煙禁止区域内での喫煙③飼い犬のフンの放置や放し飼い④夜間花火⑤落書き⑥歩行喫煙や自転車乗車中の喫煙—など計 9 項目を禁止しています。喫煙禁止区域内での喫煙には過料 2 千円、ポイ捨て中止の勧告や命令に従わない場合には 10 万円以下の罰金などの罰則も設けられています。条例に基づき生活環境を向上させるため、条例推進計画も策定されており、今年 3 月には第 3 次の計画を策定したということでした。

本市側からは「周知のための工夫」「歩きスマホに関する規制の予定」などについて質問をしましたが、「電信柱への啓発ステッカー設置や公共交通機関を活用したアナウンスを行なって周知に努めている」「この条例で歩きスマホを規制する考えはない」等の返答でした。「自由の侵害にならないか…過剰な規制とにならないかどうかを慎重に検討するべきだ」との考え方も紹介もありました。

また、条例違反の過料処分件数は年々減少し、施行当初の 3 分の 1 以下に減っていること、一方で施行当初は過料処分について説明するのに苦労したとのお話もありました。

5 所感

本委員会としても、環境美化や歩きスマホの危険低減などを目的に、条例制定を視野に入れた調査研究などを始めていますが、制定後にもいろいろご苦労があることが分かりました。特に市外居住者による違反が多いとの説明を聞き、買い物やレジャーのため市外から訪れる人が多い本市の場合も、条例の周知が一つの課題になるのだろうと改めて感じました。視察目的とは異なりますが、芦屋市について、まち全体がオシャレで統一感があり、広めにとった歩道には木製ベンチが幾つも並び、歩いていても気持ち良いとの印象を強く持ちました。芦屋市のそうした点については立川市でもマネしたいと感じました。

立川市議会環境建設委員会 行政視察報告

● 3 日目 大阪府豊中市

視察事項：地区まちづくり条例、美しいまちづくり推進条例

1 日時 2024 年 11 月 7 日（木）

2 場所 豊中市

3 視察参加者 環境建設委員会

委員長：中町聡 委員：上條彰一、福島正美、高口靖彦、江口元気、あべみさ

4 報告

豊中市では、市役所で「豊中市地区まちづくり条例」と「豊中市美しいまちづくりの推進に関する条例」について、市の担当者から説明を受けました。

地区まちづくり条例は、市民が主体となって取り組むまちづくりを行政が支援する仕組みなどを定めている条例です。まずは地区の住民が「地区まちづくり活動団体」を結成・登録。まちづくり構想を策定、市に提案し、実現を目指したり、公園や公共スペースの利用を改善したり、空き家改修で地域交流の場をつくったり、住環境を守るためのルールを作ったり。条例に基づく、「地区まちづくり支援制度」も設けられており、まちづくりに関する勉強会に市職員が出向いて制度の説明などをする「出前講座」や、情報や技術、他地区の取り組み事例の紹介などをしてくれる専門家の派遣、アドバイザー派遣などを無料で受けられるようにし、活動費の助成もしているそうです。市民が自ら考える理想のまちづくりを実践している事例も伺いました。

5 所感

地区まちづくり条例は、市民の発意でまちづくりを進めるという点で、とても大事だと感じました。本市においても駅周辺のペデストリアンデッキなど、公共スペースの利用方法についてはいろいろ改善の余地がありますので、豊中市の取り組みも参考にしていければと思いました。視察目的とは異なりますが、豊中市は、スポーツと音楽があふれるまちということや市内に飛行場（伊丹空港）があることなど、本市と似ている点が多く、今後も豊中市の取り組みを注視していきたいと思いました。